

品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21生産第10561号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業の項に掲げる事業について、実施要綱、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の9の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別記様式2により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後1月以内に生産局長に提出するものとする。

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許件等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の

設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当収益を取得したときまでに交付された補助金の総額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降3年間とする。

第6 補助金遂行状況の報告

交付要綱第9に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者(交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。ただし、交付要綱第8の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第3号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 事業実施主体の特認の要件及び手続

1 公募要領別表1の事業No. 20の項の第4欄に掲げる生産局長が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式3を併せて提出することにより行うものとする。

第8 その他

1 事業の委託

(1) 事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

(2) (1)の規定に基づき委託先を選定する場合には、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 報告又は指導

生産局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第2、第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類(注1)を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

(注2)

(中止、廃止の理由)

(注3)

注1 関係書類として別添を添付すること。

注2 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、事業実施計画の承認通知があった事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

注3 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添)

1. 事業実施主体の概要

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 団体の代表者氏名
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度(月～ 月)
- (6) 出資金等
- (7) 主たる事業の内容
- (8) 補助事業の実施体制

2. 本事業で取り組もうとする植物の現状と課題等について

(1) 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

(2) (1)の植物の品種の品種保護とDNA品種識別技術に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

3. 年度別取組内容

植物の種類	平成・年	平成・年	平成・年

注：取組内容については、技術開発の内容又は妥当性確認の方法を記載すること。

4. 推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

5. 毎年の輸出金額の目標等

植物の種類()

	平成・年 (現状)	平成・年 (目標)	平成・年 (目標)	平成・年 (目標)	平成・年 (目標)	備考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

6. 積算内訳

区 分					備 考
	事業費	国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
DNA品種識別技術 の開発	円	円	円	円	費費 円円
DNA品種識別技術 の妥当性確認					費費 円円
計					

(注) 必要に応じて、資料を添付すること。

別記様式2(第4関係)

番 号
年 月 日

平成 年度品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業収益状況報告書

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 生産第 号で補助金の交付決定の通知があった品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第9の1の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額
円
- 3 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定
円

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式3(第7関係)

品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度(月～ 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料